証券コード　6172
2018年11月14日

株　主　各　位

東京都港区三田一丁目４番１号
住友不動産麻布十番ビル３階
株式会社メタップス
代表取締役社長　佐　藤　航　陽

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記により開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2018年11月28日（水曜日）午後７時までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

〔書面による議決権行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようにご返送ください。

〔インターネットによる議決権行使の場合〕

議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、上記の行使期限までに議決権を行使してください。

なお、議決権をご行使いただく際には、48頁から49頁に記載の「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」をご確認いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2018年11月29日（木曜日）午後３時

２．場　　所　東京都港区六本木三丁目２番１号
住友不動産六本木グランドタワー９階
ベルサール六本木コンファレンスセンター
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第11期（2017年９月１日から2018年８月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第11期（2017年９月１日から2018年８月31日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://metaps.com/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として合わせて監査を受けております。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://metaps.com/）に掲載させていただきます。

<当社ウェブサイト>

（提供書面）

事　業　報　告

（2017年９月１日から
2018年８月31日まで）

１．企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当社グループは「テクノロジーでお金と経済のあり方を変える」のコーポレートミッションのもと、成長性の高いインターネット領域に経営資源を集中し事業を展開しております。当該領域は、スマートフォンやタブレット、ウェアラブル端末といったデバイスの普及に加え、Twitter、Facebook、Instagram、LINEなどのソーシャルメディアの拡大、クラウドや人工知能（AI）の進化、ブロックチェーンや仮想通貨といった新しいテクノロジーやサービスの出現により劇的な変化を続けております。これらの市場規模は世界的にも一層の拡大が見込まれ、関連事業を提供する当社グループの収益機会も大きく広がるものと考えております。このような事業環境のもと、当社グループは、マーケティング関連事業及びファイナンス関連事業を２つの事業の柱としながら、積極的に新規サービスの開発を行っております。ファイナンス関連事業が堅調に拡大したことにより、売上高は前連結会計年度比大幅に増加した一方、事業拡大や新規事業への投資に伴う人件費、外注費、M&Aに伴う買収費用等が増加致しました。また、当連結会計年度において子会社が実施したInitial Coin Offering（ICO)において受領した対価を負債として認識し、約9.2億円を繰延収益として計上しました。また、2018年７月13日公表の「自社発行仮想通貨の会計処理に関するお知らせ」のとおり、当社が当連結会計年度において計上を見込んでいた同社発行の仮想通貨PLCの売却等による収益について、PLCの保有目的変更に伴い会計処理を変更し、計上しないこととなりました。そのような状況において、新規事業等への投資費用のみが先行したため、営業利益は前連結会計年度比に比して減少し、営業赤字となりました。なお、繰延収益については今後適切なタイミングで収益として認識する予定です。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高21,141百万円（前連結会計年度比55.8％増）、営業損失214百万円（前連結会計年度は営業利益251百万円）、税引前当期損失319百万円（前連結会計年度は税引前当期利益278百万円）、当期損失427百万円（前連結会計年度は当期利益264百万円）、親会社の所有者に帰属する当期損失454百万円(前連結会計年度は親会社の所有者に帰属する当期利益260百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は807百万円であり、その主なものはソフトウェアであります。

③ 資金調達の状況

当社はサービスの刷新や人材確保に関連する運転資金及びフィンテック（FinTech）とAI（人工知能）の分野における成長投資（M&A資金）に充当することを目的として、2017年２月にクレディ・スイス証券株式会社を引受人として第12回新株予約権（第三者割当て）7,000個（目的である株式の数700,000株）を発行しており、当連結会計年度において、同新株予約権3,946個が行使されたことで1,410百万円の資金を調達しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、当社を持株会社とする持株会社体制への移行を目的として、2018年８月１日付で、当社の運営する時間取引所「タイムバンク」に係る事業（タイムバンク事業）を新設分割し、これを新設会社である株式会社タイムバンクに承継致しました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2017年９月８日、Metaps & Luminous Media International Corporationの株式51％を取得し、同社を当社の子会社と致しました。

当社は、2018年３月16日、KOL Media Limitedの株式30％、2018年６月27日、残り70％を取得し、同社を当社の完全子会社と致しました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 日本基準

区　　分	第８期 (2015年８月期)	第９期 (2016年８月期)	第10期 (2017年８月期)	第11期 (当連結会計年度) (2018年８月期)
売上高(百万円)	4,126	8,887	－	－
経常損失（△）(百万円)	△349	△553	－	－
親会社株主に帰属する当期純損失(△)(百万円)	△391	△817	－	－
１株当たり当期純損失（△）(円)	△40.64	△64.74	－	－
総資産(百万円)	9,295	16,911	－	－
純資産(百万円)	8,021	7,196	－	－
１株当たり純資産額(円)	648.08	544.05	－	－

② 国際財務報告基準（IFRS）

区　　分	第８期 (2015年８月期)	第９期 (2016年８月期)	第10期 (2017年８月期)	第11期 (当連結会計年度) (2018年８月期)
売上高(百万円)	－	8,817	13,572	21,141
営業利益又は営業損失（△）(百万円)	－	△333	251	△214
親会社の所有者に帰属する当期利益（△は損失）(百万円)	－	△718	260	△454
基本的１株当たり当期利益（△は損失）(円)	－	△56.83	20.12	△33.89
資産合計(百万円)	－	15,919	19,786	22,686
資本合計(百万円)	－	7,556	6,822	8,350
１株当たり親会社所有者帰属持分(円)	－	559.42	504.12	576.36

（注）１．当社は、2015年１月29日開催の取締役会決議により、2015年２月６日付で株式１株につき10株の株式分割を行っておりますが、第８期の期首に上記の株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純損失を算定しております。

２．当社では、第10期より国際財務報告基準（以下、IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第９期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。

３．日本基準の諸数値についてはIFRS同様、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	所　在　地	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
Metaps Pte. Ltd.	シンガポール	2,000千SGD 2,500千USD	100.00%	マーケティング事業
Metaps Plus Inc.	大韓民国 ソウル特別市	517百万KRW	79.79%	ファイナンス事業
株式会社 メタップスペイメント	東京都港区	1,134百万円	100.00%	ファイナンス事業
ビカム株式会社	東京都港区	100百万円	100.00%	マーケティング事業
Smartcon Co. Ltd.	大韓民国 ソウル特別市	300百万KRW	75.00% (59.84%)	ファイナンス事業
株式会社 メタップスリンクス	東京都港区	100百万円	100.00%	マーケティング事業

（注）１．株式会社メタップスペイメント（旧ペイデザイン株式会社）につきましては、2017年12月18日付で商号変更をしております。

２．出資比率の（　）内は、間接所有割合であります。

３．当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社メタップスペイメント
特定完全子会社の住所	東京都港区三田一丁目４番１号 住友不動産麻布十番ビル３階
当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	2,880百万円
当社の総資産額	12,960百万円

(4) 対処すべき課題

① 海外市場への対応

当社グループの発展には、継続してグローバル展開を進めることが不可欠であり、海外での事業拡大を加速化するために、既に収益化が順調に進んでいる中華圏、韓国及び東南アジア地域における事業展開の強化を行って参ります。事業展開の強化の一環として、日本流の経営の押しつけでなく、それぞれの地域に応じた事業構築と、現地責任者・スタッフのローカル採用強化を継続して行って参ります。同時に、日本やシンガポールなど、先行して事業展開を行っている地域が培ったオペレーションノウハウをグローバルで共有し、「効率化」・「標準化」・「スピード化」を意識し取り組んで参ります。

② 開発スピード強化への対応

既存プロダクトのシステム稼働は安定していますが、インターネット領域における目まぐるしい変化スピードに対応していくためには、常に新しいプロダクトを創造し続ける必要があります。また、グローバルでユーザを獲得するためには今まで以上にプロダクトに高い質と信頼が求められます。そのため、多言語化に対応できるシステム開発や仕様作成を進める一方で、情報漏えい、情報セキュリティ面でのリスク対応強化についても並行して進められるよう、引き続き優秀な技術者の確保、職場環境の改善に努めて参ります。

③ 組織体制の整備

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、バックオフィス業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んで参ります。具体的には、業務運営上のリスクを把握してリスク管理を適切に運用すること、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

④　経営体制の強化への対応

インターネット業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それに基づく新サービスが常に生み出されております。これらの最新のニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、各国ユーザのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築して参ります。

⑤　新規事業の展開について

当社グループの展開する事業の属するインターネット業界は、急速な進化、拡大を続けており、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速いため、当社グループにおいても顧客のニーズを満たす新サービスの展開を常に検討しております。今後も、マーケティング、ファイナンス、コンシューマ関連のサービス領域において、データとAIを軸とした積極的な事業展開を進めていく方針であります。

(5) 主要な事業内容（2018年８月31日現在）

当社グループは、「世界の頭脳へ」との企業ビジョンのもと、ファイナンス、マーケティング及びコンシューマの３つの分野において事業を行っております。日本国内のみならず世界８拠点で事業展開を行っており、グローバルな市場において新たな価値の創造・提供に努めております。

(6) 主要な営業所（2018年８月31日現在）

本社（東京都港区）

（注）当社の重要な子会社については、「(3)重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(7) 使用人の状況（2018年８月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
マーケティング関連事業	105名
ファイナンス関連事業	169名
その他	43名
合計	317名

（注）１．使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

２．当連結会計年度より、セグメント別に区分した使用人数の記載をしております。そのため、前連結会計年度との比較について記載はしておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30名	８名減	36.9歳	2.8年

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パートタイマー及びアルバイトは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2018年８月31日現在）

借入先	借入額
Shinhan Bank	133百万円
株式会社みずほ銀行	104百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	86百万円
株式会社三井住友銀行	50百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

① 本社移転について

当社は、2017年12月18日付をもって、本社を東京都港区三田一丁目４番１号住友不動産麻布十番ビル３階に移転致しました。

② 商号変更について

当社の連結子会社であるペイデザイン株式会社は、2017年12月18日付で株式会社メタップスペイメントに商号変更しております。

２．会社の現況

(1) 株式の状況（2018年８月31日現在）

① 発行可能株式総数　42,000,000株

② 発行済株式の総数　13,462,310株

③ 株主数　12,245名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐藤航陽	4,366,000株	32.43%
日本瓦斯株式会社	601,500	4.46
山﨑祐一郎	367,400	2.72
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	287,300	2.13
GMOクリック証券株式会社	250,000	1.85
株式会社ＳＢＩ証券	217,900	1.61
ＭＳＩＰ ＣＬＩＥＮＴ ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	167,440	1.24
株式会社セガゲームス	150,000	1.11
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	105,482	0.78
野村證券株式会社	100,180	0.74

（注）自己株式は所有しておりません。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第９回新株予約権	第11回新株予約権
発行決議日		2014年８月19日	2015年５月11日
新株予約権の数		387個	202個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 38,700株 (新株予約権１個につき100株)	普通株式 20,200株 (新株予約権１個につき100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり 45,100円 （１株当たり　451円）	新株予約権１個当たり 250,000円 （１株当たり　2,500円）
権利行使期間		2016年８月20日から 2019年８月19日まで	2017年５月12日から 2020年５月11日まで
行使の条件		(注)	(注)
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	１名	１名
	社外取締役	－	－
	監査役	１名	２名

(注) 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

１．新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、執行役員、監査役又は従業員のいずれでもなくなった場合、権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

２．新株予約権者が死亡した場合、その相続人は権利行使ができない。但し、取締役会が認めた場合はこの限りではない。

３．その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2018年８月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤　航陽	株式会社エンタメバンク 代表取締役 株式会社mee代表取締役 株式会社タイムバンク代表取締役
取締役副社長	山﨑　祐一郎	Metaps Pte.Ltd.取締役 Metaps Plus Inc.取締役 Smartcon Co. Ltd.取締役 株式会社メタップスペイメント 取締役
取締役	和田　洋一	株式会社メタップスペイメント 代表取締役 ワンダープラネット株式会社 社外取締役 株式会社マイネット取締役
取締役	高山　健	スターフェスティバル株式会社 社外取締役 テクマトリックス株式会社 社外取締役（監査等委員） 株式会社メディアドゥホールディングス社外監査役 株式会社メルカリ社外取締役
常勤監査役	亀村　明	
監査役	中町　昭人	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー NExT-e Solutions株式会社 社外監査役 オイシックス株式会社 社外監査役 神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科特命教授
監査役	吉川　朋弥	吉川公認会計士事務所 所長 株式会社アズーム社外監査役

（注）１．取締役高山健氏は、社外取締役であります。
２．監査役亀村明氏、監査役中町昭人氏及び監査役吉川朋弥氏は、社外監査役であります。
３．監査役吉川朋弥氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
５．当社と社外取締役である高山健氏及び社外監査役である監査役３名は、会社

法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条に定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役 （うち社外取締役）	４名 （１）	51百万円 （５百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3 （3）	15百万円 (15百万円)
合計 （うち社外役員）	7 （4）	67百万円 (21百万円)

（注）取締役の報酬限度額は、2015年５月８日開催の臨時株主総会において、月額30百万円以内と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、同株主総会において、月額３百万円以内と決議いただいております。

③　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役高山健氏は、スターフェスティバル株式会社、テクマトリックス株式会社及び株式会社メルカリの社外取締役、株式会社メディアドゥホールディングスの社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役中町昭人氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナー、NExT-e Solutions株式会社及びオイシックス株式会社の社外監査役、神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科特命教授であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

・監査役吉川朋弥氏は、吉川公認会計士事務所の所長及び株式会社アズームの社外監査役であります。当社と各兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役　高山　健	当事業年度に開催された取締役会17回のうち15回に出席致しました。主に事業会社における豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜発言を行っております。
常勤監査役　亀村　明	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会12回の全てに出席致しました。長年における金融機関及び上場事業会社取締役としての豊富な職務経験から適宜発言を行っております。
監査役　中町昭人	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回及び監査役会12回の全てに出席致しました。弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　吉川朋弥	当事業年度に開催された取締役会17回及び監査役会12回の全てに出席致しました。公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	59百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。

３．当社の重要な子会社のうち、Metaps Pte.Ltd.、Metaps Plus Inc.及びSmartcon Co. Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定致します。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告致します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑸ 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、会社法第362条第５項の規定に基づき、2011年７月19日、2012年６月24日、2015年５月26日、2016年12月27日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」及び「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
2. コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土づくりに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会に報告する。
3. 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおして各取締役の職務執行を監督し、監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
4. 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制を確保する。
6. 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
7. 当社グループの取締役及び使用人が、コンプライアンス上の問題を発見した場合に、速やかに報告できる体制として弁護士による社外相談窓口を設置し、相談・提案を受けた弁護士は、速やかに監査役へ報告する体制とし、問題の早期発見、解決を図るよう努める。
8. 社外相談窓口や監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
9. 内部監査部は、内部監査規程に基づき法令及び定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報・文章の取扱は、社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直し等を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1.当社グループ内のリスク管理体制強化のために、リスク管理規程を策定し、当社グループにおけるリスク評価及び対応は、管理本部が推進する。

2.販売先、仕入先、銀行、子会社との取引は業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表、稟議規程、経理規程、子会社管理規程に基づいて行い、規程管理の事務局は管理本部が行う。

3.重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響をあたえる重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または業務執行会議に報告し、報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示の指示を行う。

4.取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会等において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。

5.内部監査部は、内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査役へ報告する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制として、取締役会を月１回開催するほか、適宜臨時に開催するものとし、経営に係わる業務執行上の重要案件については、取締役及び執行役員から構成される業務執行会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととする。

2.取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌規程、職務権限規程及び職務権限基準表に基づきそれぞれの責任者及びその責任、執行手続等について定めることとする。

3.取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化及び手続き等の簡略化に努め、必要があるときは管理本部からの助言を得る。
4.業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

⑤　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1.当社グループは、当社グループ全体の企業価値の向上を図り、社会的責任を全うするために、グループ会社間の指揮、命令、意思疎通の連携を密にし、指導、助言、評価を行いながら企業集団としての業務の適正を図る。
2.当社グループの業務の適正を確保するための体制として、子会社管理規程を定め、グループ会社の管理は管理本部が行う。グループ会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく管理本部長を通じて、取締役会または業務執行会議に報告し、同時に監査役へ報告する。
3.グループ会社に対する管理、支援等を行う管理責任、援助責任部門を本社内に定め、当社グループとしての情報の共有・伝達に努める。
4.内部監査部は、内部監査規程に基づき当社グループの監査を定期的に実施し、その結果について社長に報告する。また、子会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等を発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または業務執行会議に報告し、同時に監査役へ報告する。
5.内部統制システムを整備するに当たっては、内部統制マニュアルに基づき、当社グループ全体に亘る体制を整備する。
6.当社は、当社が定める子会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、定期的または随時に関係資料の提出を求める。
7.当社は、定期的に業務執行会議を開催し、その他必要に応じて子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況の報告を受ける。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

1.監査役が、監査の実施のために必要に応じて補助者を配置するよう求めた場合は、適任者を監査役と協議の上、任命する。任命された補助者は、監査役補助業務を遂行するにあたっては、取締役等の指揮命令を受けないものとする。

2.監査役補助業務を行う補助者を任命した場合は、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループの取締役及び使用人に周知する。

⑦　当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する事項

1.当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに重大な法令違反、定款違反や業績に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他会社運営上の重要事項があるときは、速やかに当社監査役に報告する。

2.監査役は、監査役監査基準に基づき、取締役会及び重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役及び使用人に対しその説明を求めることができる。

3.内部監査部は、内部監査規程に基づき、内部監査の計画の立案及び実施に当たっては、監査役と密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。

4.内部統制担当部門は、監査役と密な連携を保つとともに、監査役からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。

5.監査役監査事務に不都合がある場合は内部監査部においてこれを補助する。

6.監査役は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われるための体制

1.当社グループの取締役及び使用人は監査役またはその補助使用人から業務遂行に関する事項について報告及び関係資料の提出・説明を求められた場合は、迅速、適切に対応する。

2.監査役がその職務の執行について、必要な費用の請求をした時は、速やかに当該費用または債務を処理する。
3.監査役は監査法人との会合を定期的または随時に持ち、財務報告の信頼性について意見交換を行う。
4.監査役は代表取締役との会合を定期的または随時に持ち、会社が対処すべき課題や監査上の重要課題等について意見交換を行う。

⑨　財務報告の信頼性を確保するための体制

1.財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
2.財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。
3.内部統制担当部門は、内部統制の欠陥に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または業務執行会議に報告する。また、併せて監査役へ報告する。
4.上記１から３に掲げる方針及び手続き等を運用するにあたり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制及び業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。
5.内部監査部は、財務報告に係る内部統制の有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、併せて監査役へ報告する。

⑩　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1.取締役の職務執行

役員規程、取締役会規程等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を17回開催しております。

2.監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

３.内部監査の実施

内部監査部が内部監査に関する基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

４.財務報告に係る内部統制

内部統制評価に関する基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部統制評価を実施しております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる」旨を定款に定めております。当社は、未だ成長過程にある企業であり、主要事業の立ち上げ間もないことから未だ内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、内部留保の充実を図り、収益力強化や事業基盤整備のための投資に充当することにより、なお一層の事業拡大を目指すことが、将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がると考えております。

将来的には、各期の財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を勘案したうえで株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

連結財政状態計算書

(2018年８月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,793	流動負債	11,081
現金及び現金同等物	7,054	社債及び借入金	379
営業債権及びその他の債権	6,193	営業債務及びその他の債務	7,520
棚卸資産	426	その他の金融負債	864
その他の金融資産	205	未払法人所得税	102
その他の流動資産	916	引当金	27
非流動資産	7,893	その他の流動負債	2,189
有形固定資産	389	非流動負債	3,254
のれん	4,582	社債及び借入金	2,466
顧客関連無形資産	1,045	その他の金融負債	430
その他の無形資産	969	引当金	74
持分法で会計処理されている投資	312	繰延税金負債	237
繰延税金資産	86	その他の非流動負債	48
その他の金融資産	438	負債合計	14,335
その他の非流動資産	73	(資本の部)	
		親会社の所有者に帰属する持分合計	7,787
		資本金	5,420
		資本剰余金	4,552
		その他の資本の構成要素	△11
		利益剰余金	△2,175
		非支配持分	563
		資本合計	8,350
資産合計	22,686	負債及び資本合計	22,686

連結損益計算書

（2017年９月１日から
2018年８月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	**21,141**
売上原価	**17,005**
売上総利益	**4,136**
販売費及び一般管理費	**4,673**
その他の収益	559
その他の費用	258
持分法による投資利益	21
営業損失	**△214**
金融収益	1
金融費用	106
税引前当期損失	**△319**
法人所得税費用	108
当期損失	**△427**
当期利益の帰属	
親会社の所有者	△454
非支配持分	28
当期損失	**△427**

連結持分変動計算書

（2017年９月１日から
2018年８月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	その他の資本の構成要素		
			新株予約権	その他の包括利益累計額	合計
2017年9月1日時点の残高	4,691	3,699	41	△126	△85
当期利益又は当期損失（△）	－	－	－	－	－
その他の包括利益	－	－	－	88	88
当期包括利益合計	－	－	－	88	88
新株の発行（新株予約権の行使）	729	733	△11	－	△11
新株予約権の失効	－	－	△2	－	△2
株式に基づく報酬取引	－	－	－	－	－
子会社取得に係る非支配持分	－	－	－	－	－
非支配株主との資本取引	－	121	－	－	－
配当金	－	－	－	－	－
その他	－	－	－	－	－
所有者との取引額合計	729	854	△13	－	△13
2018年８月31日時点の残高	5,420	4,552	28	△39	△11

	親会社の所有者に帰属する持分		非支配持分	資本合計
	利益剰余金	合計		
2017年9月1日時点の残高	△1,723	6,582	240	6,822
当期利益又は当期損失（△）	△454	△454	28	△427
その他の包括利益	－	88	3	91
当期包括利益合計	△454	△367	31	△336
新株の発行（新株予約権の行使）	－	1,451	－	1,451
新株予約権の失効	2	－	－	－
株式に基づく報酬取引	－	－	40	40
子会社取得に係る非支配持分	－	－	212	212
非支配株主との資本取引	－	121	87	208
配当金	－	－	△24	△24
その他	－	－	△22	△22
所有者との取引額合計	2	1,572	292	1,864
2018年８月31日時点の残高	△2,175	7,787	563	8,350

貸　借　対　照　表

（2018年８月31日現在）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	科　　目	金　　額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**3,187**	**流動負債**	**713**
現金及び預金	2,145	買掛金	9
売掛金	526	未払金	322
前渡金	1	預り金	176
前払費用	11	未払費用	5
未収収益	34	未払法人税等	5
その他	491	１年内返済予定の長期借入金	192
貸倒引当金	△23	その他	0
固定資産	**9,772**	**固定負債**	**2,850**
有形固定資産	**172**	社債	2,437
建物	137	資産除去債務	57
工具、器具及び備品	87	その他	355
減価償却累計額	△52	**負債合計**	**3,563**
無形固定資産	**153**	（純資産の部）	
商標権	0	**株主資本**	**9,371**
ソフトウェア	6	**資本金**	**5,420**
その他	146	**資本剰余金**	**5,409**
投資その他の資産	**9,446**	資本準備金	5,409
投資有価証券	55	**利益剰余金**	**△1,457**
関係会社株式	8,273	その他利益剰余金	△1,457
関係会社出資金	103	繰越利益剰余金	△1,457
長期貸付金	861	**新株予約権**	**25**
その他	152	**純資産合計**	**9,397**
資産合計	**12,960**	**負債純資産合計**	**12,960**

損　益　計　算　書

（2017年９月１日から
2018年８月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
営業収益		
売上高	476	
関係会社ロイヤリティー収入	258	
関係会社受取配当金	623	1,359
売上原価		48
売上総利益		1,310
販売費及び一般管理費		1,064
営業利益		246
営業外収益		
受取利息	20	
為替差益	5	
その他	3	29
営業外費用		
支払利息	7	
社債利息	42	
株式交付費償却	7	
貸倒引当金繰入	6	
その他	19	84
経常利益		191
特別損失		
固定資産除却損	27	
投資有価証券評価損	27	
関係会社株式評価損	55	110
税引前当期純利益		80
法人税、住民税及び事業税	△1	△1
当期純利益		82

株主資本等変動計算書

（2017年９月１日から
2018年８月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	4,690	4,679	4,679	△1,540	△1,540	7,830	36	7,867
当期変動額								
新株の発行	729	729	729			1,458		1,458
当期純利益				82	82	82		82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							△11	△11
当期変動額合計	729	729	729	82	82	1,540	△11	1,529
当期末残高	5,420	5,409	5,409	△1,457	△1,457	9,371	25	9,397

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年10月25日

株式会社メタップス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義央　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木　智佳子　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社メタップスの2017年９月１日から2018年８月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社メタップス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

１．注記８．「(6)仮想通貨取引に係るリスク」の「マネーロンダリング、テロ組織への資金供与、サイバー攻撃等に対応する今後の法規制の動向」に記載のとおり、韓国を含む世界各国の規制当局が導入を検討している仮想通貨取引所に係る法規制及びICO固有の法規制について、会社が遵守できない場合又は対応が遅れた場合、会社の財政状態、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性がある。

２．注記８「(6)仮想通貨取引に係るリスク」の「サイバー攻撃による仮想通貨の喪失」に記載のとおり、権限のない第三者により電子ウォレットへの不正アクセスが行われた場合、電子ウォレットに保管されている顧客から預託を受けた仮想通貨及び自己が保有する仮想通貨が消失させられるとともに、会社はこれらを取り戻せない可能性がある。その結果、会社の財政状態、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性がある。

３．注記８．「(6)仮想通貨取引に係るリスク」の「仮想通貨に係る分散型台帳の信頼性を担保する技術の予期せぬ脆弱性のリスク」に記載のとおり、会社は、仮想通貨の分散型台帳における二重使用や取引記録の改ざんを防ぐための技術に予期せぬ不具合や脆弱性が発見されることにより、会社が保有する仮想通貨及び顧客から預託を受けた仮想通貨が消失・流出することを防止できない又は適時に発見できず、会社の財政状態、業績及び今後の事業展開に影響を及ぼす可能性がある。

４．注記８．「(6)仮想通貨取引に係るリスク」の「将来の仮想通貨取引に係る新たな会計基準の制定等による会計方針の変更の可能性」に記載のとおり、将来の国際会計基準審議会による会計処理に関する公式見解や指針の制定、又は将来の会計専門家による既存の指針に対する新たな解釈により、会社が採用している会計方針が変更となり、会社の財政状態及び業績に重要な影響を及ぼす可能性がある。

５．注記８．「(6)仮想通貨取引に係るリスク」の「将来の仮想通貨取引に係る韓国の税法の改正等の可能性」に記載のとおり、将来、韓国又は他国の税法の改正及び仮想通貨取引に関する税務上の取扱いの通達等により、会社が現時点で採用する税務処理を変更する場合に、会社の財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年10月25日

株式会社メタップス

取締役会　御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　千代田　義央　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木　智佳子　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社メタップスの2017年９月１日から2018年８月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年９月１日から2018年８月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 監査役の監査の方法及びその内容

① 各監査役は、監査役監査の基準に準拠し、当期の監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び内部監査部その他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年10月30日

株式会社メタップス　監査役会

常勤監査役(社外監査役)　亀　村　　明　㊞
監　査　役（社外監査役）　中　町　昭　人　㊞
監　査　役（社外監査役）　吉　川　朋　弥　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

①　監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等を行います。また、経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移譲に関する規定を新設します。

②　決算期（事業年度の末日）の変更

当社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月31日までとしておりますが、海外子会社を含めグループ全体として事業年度を同じくすることによって連結決算や業績開示等をより適切かつ機動的に行うことができるようにするべく、事業年度を毎年１月１日から12月31日までに変更いたしたく、現行定款第11条（基準日）、第44条（事業年度）、第46条（剰余金の配当基準日）に所要の変更を行います。また、決算期変更に伴い、第12期事業年度は2018年９月１日から2019年12月31日までの16か月間の決算期間となるため、経過措置として附則を設けます。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総則 第１条～第４条　＜条文省略＞ 第２章　株式 第５条～第10条　＜条文省略＞	第１章　総則 第１条～第４条　＜現行どおり＞ 第２章　株式 第５条～第10条　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（基準日） 第11条　当会社は、毎年８月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	（基準日） 第11条　当会社は、毎年12月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
２　　＜条文省略＞	２　　＜現行どおり＞
第３章　株主総会 第12条～第17条　＜条文省略＞	第３章　株主総会 第12条～第17条　＜現行どおり＞
第４章　取締役及び取締役会 第18条　＜条文省略＞	第４章　取締役及び取締役会 第18条　＜現行どおり＞
（取締役の員数） 第19条　当会社の取締役は、６名以内とする。	（取締役の員数） 第19条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下、「監査等委員でない取締役」という。）は、６名以内とする。
＜新設＞	２　　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。
（取締役の選任） 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。	（取締役の選任） 第20条　取締役は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。
２　　＜条文省略＞ ３　　＜条文省略＞	２　　＜現行どおり＞ ３　　＜現行どおり＞
（取締役の任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。	（取締役の任期） 第21条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	２　　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新設＞	3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
＜新設＞	4　補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。
（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から、代表取締役を選定する。
2　＜条文省略＞	2　＜現行どおり＞
3　取締役会は、その決議によって取締役社長１名を選定し、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	3　取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から、取締役社長１名を選定し、取締役会長１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第23条　＜条文省略＞	第23条　＜現行どおり＞
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2　取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
第25条　＜条文省略＞	第25条　＜現行どおり＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。	（取締役会の決議の省略） 第26条　当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	（取締役会の議事録） 第27条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。
（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。
第29条　＜条文省略＞	第29条　＜現行どおり＞
＜新設＞	（重要な業務執行の委任） 第30条　当会社は、会社法第399条の13第６項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第５項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第５章　監査役及び監査役会 （監査役及び監査役会の設置） 第30条　当会社は監査役及び監査役会を置く。	＜削除＞ ＜削除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の員数） 第31条　当会社の監査役は５名以上とする。	＜削除＞
（監査役の選任） 第32条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ２　　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	＜削除＞
（監査役の任期） 第33条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	＜削除＞
（常勤の監査役） 第34条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	＜削除＞
（監査役会の招集通知） 第35条　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 ２　　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	＜削除＞
（監査役会の決議方法） 第36条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	＜削除＞

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役会の議事録） 第37条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	＜削除＞
（監査役の報酬等） 第38条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	＜削除＞
（監査役との責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	＜削除＞
＜新設＞	第５章　監査等委員会 （監査等委員会の設置） 第31条　当会社は監査等委員会を置く。
＜新設＞	（監査等委員会の招集通知） 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。 ２　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
＜新設＞	（監査等委員会規程） 第33条　監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第40条～第42条　＜条文省略＞	第34条～第36条　＜現行どおり（条数変更）＞
（会計監査人の報酬等） 第43条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。	（会計監査人の報酬等） 第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。
第７章　計算 （事業年度） 第44条　当会社の事業年度は、毎年９月１日から翌年８月31日までとする。	第７章　計算 （事業年度） 第38条　当会社の事業年度は、毎年１月１日から12月31日までとする。
第45条　＜条文省略＞	第39条　＜現行どおり（条数変更）＞
（剰余金の配当基準日） 第46条　当会社の期末配当の基準日は、毎年８月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年２月末日とする。 ３　＜条文省略＞	（剰余金の配当基準日） 第40条　当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 ２　当会社の中間配当の基準日は、毎年６月30日とする。 ３　＜現行どおり＞
第47条　＜条文省略＞	第41条　＜現行どおり（条数変更）＞
＜新設＞	（附則） （監査等委員会設置会社移行前の社外監査役の責任限定契約に関する経過措置） 第１条　2018年８月31日に終了した事業年度に関する第11回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。
＜新設＞	

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
＜新設＞	（事業年度変更に伴う基準日に関する経過措置） 第２条　現行定款第11条（基準日）及び同第46条（剰余金の配当基準日）第１項の規定の変更は、2019年１月１日からその効力を生じる。 ２　現行定款第46条（剰余金の配当基準日）第２項の規定の変更は、2019年７月１日からその効力を生じる。
＜新設＞	（事業年度変更に伴う取締役及び会計監査人の任期に関する経過措置） 第３条　変更後定款第21条（取締役の任期）第１項の規定にかかわらず、2018年11月の定時株主総会において選任された監査等委員でない取締役の任期は、2019年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　現行定款第42条（変更後定款第36条）（会計監査人の任期）第１項の規定にかかわらず、2018年11月の定時株主総会において再任された会計監査人の任期は、2019年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
＜新設＞	（事業年度変更に関する経過措置） 第４条　変更後定款第38条（事業年度）の規定にかかわらず、2018年９月１日から始まる第12期事業年度は、2019年12月31日までの16か月間とする。
＜新設＞	第５条　本附則第２条から本条までの規定は、2019年12月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会終結後にこれを削除する。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）３名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案について同じ。）３名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	さとうかつあき 佐藤航陽 （1986年５月31日）	2007年９月　イーファクター株式会社（現当社）創業 代表取締役社長就任（現任） 2018年３月　株式会社エンタメバンク 代表取締役就任（現任） 2018年５月　株式会社mee 代表取締役就任（現任） 2018年６月　株式会社タイムバンク 代表取締役就任（現任）	4,366,000株
2	やまざきゆういちろう 山﨑祐一郎 （1981年10月18日）	2006年６月　ドイツ証券株式会社（投資銀行本部）入社 2011年３月　イーファクター株式会社（現当社）入社 2011年４月　当社取締役就任 2012年１月　Metaps Pte.Ltd. 取締役就任（現任） 2015年10月　Metaps Plus Inc.（旧Nextapps Inc.）取締役就任（現任） 2016年４月　ペイデザイン株式会社（現　株式会社メタップスペイメント） 取締役就任（現任） 2016年11月　Smartcon Co. Ltd. 取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役副社長就任（現任） 2018年９月　株式会社メタップスリンクス 代表取締役就任（現任）	367,400株

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	和田洋一（わだよういち） （1959年５月28日）	1984年４月　野村證券株式会社入社 2000年４月　株式会社スクウェア（現　株式会社スクウェア・エニックス）入社 2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス代表取締役社長就任 2014年９月　Shinra Technologies, Inc. President就任 2015年５月　当社社外取締役就任 2016年８月　ワンダープラネット株式会社社外取締役就任（現任） 2016年11月　当社取締役会長就任 2016年12月　ペイデザイン株式会社（現　株式会社メタップスペイメント）取締役就任 2017年10月　同社代表取締役就任（現任） 2017年11月　当社取締役就任（現任） 2018年３月　株式会社マイネット取締役就任（現任）	－株

（注）１．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．(1) 佐藤航陽氏を取締役候補者とした理由は、当社創業者であり、代表取締役として業務執行を主導しており、卓越した発想力・創造力を有し、強力なリーダーシップと決断力により、当社グループの経営を牽引することができると判断し、取締役候補者といたしました。

(2) 山﨑祐一郎氏を取締役候補者とした理由は、取締役副社長として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、金融や海外の事情にも精通し、当社グループの事業拡大に貢献するとともに、管理部門管掌としてコンプライアンス、コーポレートガバナンスの強化にも取り組んでいくことができると判断し、取締役候補者といたしました。

(3) 和田洋一氏を取締役候補者とした理由は、取締役として経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等の役割を適切に果たしており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、当社グループの持続的な成長を推進することができると判断し、取締役候補者といたしました。

３．「所有する当社株式の数」については、2018年８月31日現在の所有株式数を記載しております。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	たかやま　けん 高山　健 （1964年６月６日）	1988年４月　株式会社日本興業銀行（現　株式会社みずほ銀行）入行 1999年11月　楽天株式会社常務取締役就任 2001年６月　テクマトリックス株式会社社外監査役就任 2010年２月　楽天株式会社最高財務責任者（CFO）就任 2014年７月　スターフェスティバル株式会社社外取締役就任（現任） 2015年６月　テクマトリックス株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2016年９月　当社顧問就任 2016年11月　当社社外取締役就任（現任） 2017年５月　株式会社メディアドゥホールディングス社外監査役就任（現任） 2018年９月　株式会社メルカリ社外取締役就任（現任）	－株
2	かめむら　あきら 亀村　明 （1947年８月29日）	1970年４月　日興証券株式会社入社 1998年12月　同社執行役員就任 2001年６月　日興企業株式会社常務取締役就任 2001年８月　株式会社アルファシステムズ常勤顧問就任 2001年10月　同社常務取締役就任 2009年９月　AIU株式会社顧問就任 2011年12月　当社常勤社外監査役就任（現任）	2,500株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	よしかわ　ともや 吉川　朋弥 （1971年11月22日）	1996年10月　監査法人トーマツ（現　有限責任監査法人トーマツ）入所 1999年６月　公認会計士登録 2011年12月　吉川公認会計士事務所開設所長就任（現任） 2015年２月　当社社外監査役就任（現任） 2017年１月　株式会社アズーム社外監査役就任（現任）	－株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏は、社外取締役候補者であります。

３．(1) 高山健氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、これまでも２年間にわたり、当社社外取締役としての責務を適切に果たしてきたことから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

(2) 亀村明氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる金融業界での職務経験及び上場企業の取締役として豊富な経験を有しており、これまでも当社社外監査役としての責務を適切に果たしてきたことから、社外取締役としても適任であると判断しております。

(3) 吉川朋弥氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことはありませんが、公認会計士として企業会計に精通し、その専門家としての豊富な経験、会計・監査に関する高い見識等を有しており、これまでも当社社外監査役としての責務を適切に果たしてきたことから、社外取締役としても適任であると判断しております。

４．当社は、高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としており、３氏の選任が承認された場合は、３氏との当該契約を締結する予定であります。

５．当社は高山健氏、亀村明氏及び吉川朋弥氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。３氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き３氏を独立役員とする予定であります。

６．「所有する当社株式の数」については、2018年８月31日現在の所有株式数を記載しております。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2015年５月８日開催の臨時株主総会で、月額30百万円以内と定められておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、引き続き月額30百万円以内（うち社外取締役月額10百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人部分は含まないものとします。

現在の取締役は４名（うち社外取締役１名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認可決されますと、３名（うち社外取締役０名）となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を月額３百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認可決されますと、３名となります。

なお、本議案は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

１．議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

※「ｉモード」は（株）ＮＴＴドコモ、「EZweb」はKDDI（株）、「Yahoo！」は米国Yahoo！ Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、ｉモード、EZweb、Yahoo！ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、2018年11月28日（水曜日）の午後７時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

２．インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

３．複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

４．議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

以　上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

・電話　0120-173-027（受付時間　９：00～21：00、通話料無料）

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

日時 2018年11月29日（木曜日）　午後３時

場所 東京都港区六本木三丁目２番１号
住友不動産六本木グランドタワー９階
ベルサール六本木コンファレンスセンター

交通 東京メトロ南北線　　六本木一丁目駅
東京メトロ日比谷線　六本木駅

